

# I L O 関 係 資 料

## 1 I L O の 概 要

- ( 1 ) 沿 革
- ( 2 ) 目 的
- ( 3 ) 組 織
- ( 4 ) 活 動

## 2 主 な I L O 条 約

- ( 1 ) 第 8 7 号 条 約 の 概 要
- ( 2 ) 第 9 8 号 条 約 の 概 要

## 3 I L O 結 社 の 自 由 委 員 会 に お け る 公 務 員 制 度 改 革 案 件 の 経 緯

- ( 参 考 1 ) I L O の 組 織
- ( 参 考 2 ) 条 約 勧 告 適 用 専 門 家 委 員 会 及 び 基 準 適 用 委 員 会 に 係 る 審 査 手 続、 結 社 の 自 由 委 員 会 へ の 申 立 に 係 る 審 査 手 続
- ( 参 考 3 ) 条 約 勧 告 適 用 専 門 委 員 会 委 員 及 び 結 社 の 自 由 委 員 会 委 員
- ( 参 考 4 ) 批 准 条 約 に 関 す る 報 告 の 流 れ
- ( 参 考 5 ) 主 な I L O 条 約 の 各 国 の 批 准 状 況
- ( 参 考 6 ) 第 8 7 号 条 約
- ( 参 考 7 ) 第 9 8 号 条 約
- ( 参 考 8 ) 結 社 の 自 由 委 員 会 の 勧 告 ( 第 2177 号、 第 2183 号 案 件 ( 公 務 員 制 度 改 革 案 件 ) )
- ( 参 考 9 ) 公 務 員 に 関 す る I L O 結 社 の 自 由 委 員 会 へ の 主 な 提 訴 案 件
- ( 参 考 10 ) I L O 条 約 に 関 す る 主 な 裁 判 例

# 1 ILOの概要

## (1) 沿革

ILO（国際労働機関:International Labour Organization）は、第一次世界大戦後の1919年、ヴェルサイユ条約に基づき、国際連盟の機関として発足した。その後、国際連盟の解散に伴い独立の国際機関となったが、国際連合の設立後はその専門機関として現在に至っている。2006年7月現在の加盟国は179か国。

## (2) 目的

労働条件の改善を通じて、社会正義を基礎とする世界の恒久平和の確立に寄与するとともに、完全雇用、労使協調、社会保障等を促進すること（ILO憲章及びフィラデルフィア宣言〔同憲章付属書〕）。

## (3) 組織

意思決定機関として総会（毎年6月に開催）及び理事会から構成。総会及び理事会の下に各種委員会が設置。総会、理事会等の諸機関は政労使の三者構成を原則としていることが特徴（参考1）。

なお、本部（事務局）はジュネーブに置かれている。現事務局長は、ファン・ソマヴィア元チリ国連大使。

### 〔特に公務員制度に関係の深い委員会〕

#### ① 条約勧告適用専門家委員会

- ・ 国際法、労働法等について専門的知識を有する委員20名程度から構成。
- ・ 独立の機関として、加盟国が定期的に送付するILO条約の適用状況に関する報告（年次報告）等を審査し、国際労働基準（ILO条約・ILO勧告）の適用状況を審議する。審議の結果は意見として報告書に取りまとめられる（参考2、参考3、参考4）。
- ・ 条約及び勧告の有権的な解釈権は、国際司法裁判所のみには与えらるるとされており、委員会の意見については国際法的な拘束力があるとはいえない。

## ② 基準適用委員会

- ・ 毎年のILO総会ごとに設置される総会付属の委員会（政労使三者構成）。
- ・ 条約勧告適用専門家委員会の報告等をもとに選定された個別の国のケースについて、ILO条約の適用状況等を審議。その結果については、意見の集約が行われ、総会に報告される（参考2）。

## ③ 結社の自由委員会

- ・ 理事会付属の委員会（政労使三者18名の委員で構成）。
- ・ ILO条約批准の有無にかかわらず、各加盟国におけるいわゆる労働組合権の侵害について、労働組合等の申立に基づき審議を行う（参考2、参考3）。
- ・ 審議に当たっては、当事国の委員は審議に参加できない。
- ・ 委員会は案件を審査した後、個々の案件ごとに取るべき措置を勧告する報告（※）を理事会に提出することとされており、理事会はこれを承認することが慣例となっている。
- ・ 勧告については、国際法的な拘束力があるとはいえない。

（※）報告は次の3種類。

### i 中間報告（Interim Report）

暫定的な結論と勧告がまとめられたもの。当事国の政府には、追加情報の提供などが求められ、通常、一定の期間経過後、再審議が行われる。

### ii 最終報告（Definitive Report）

最終的な結論と勧告がまとめられたもの。さらなる審議は不要と判断される場合に出される。

### iii 情報提供を続けることを求める報告（Report in which the Committee requests to be kept informed of developments）

事態の推移を見守るために情報提供を続けることを求めるもの。案件の審議を終了させずに事態の推移を見守ることを委員会希望する場合にとられる措置。

#### (4) 活動

- ① 労働条件の向上、雇用機会の増大等のための国際的な政策・計画の策定
- ② 国際労働基準（International Labour Standard）の設定及び監視
  - ・ I L Oにおける国際労働基準とは、条約（Convention）及び勧告（Recommendation）の2つを指し、いずれも I L O総会で採択される。
  - ・ 2006年11月現在、採択された条約は187、勧告は198。我が国の批准条約数は47（加盟国の平均批准数は41、O E C D諸国の平均批准数は72）（参考5）。
  - ・ 国際労働基準の監視は、条約勧告適用専門家委員会、基準適用委員会及び結社の自由委員会がその任務を行っている。
- ③ 国際的技術協力
- ④ ①～③に関連する教育、訓練、調査及び出版活動

## 2 主な I L O 条約

### (1) 第87号条約（結社の自由及び団結権の保護に関する条約）の概要

本条約は、労働者及び使用者が団結権を自由に行使することができることを確保するため、

- ① 労働者及び使用者は、事前の許可を受けないで、自ら選択する団体を設立し、加入することができること
- ② 労働者団体及び使用者団体は、自由にその代表者を選び、管理及び活動について定めることができ、行政機関によって解散させられ又はその活動を停止させられてはならないこと
- ③ 労働者団体及び使用者団体は、連合及び総連合を設立し並びにこれらに加入する権利を有し、また、これらの連合及び総連合は国際的な労働者団体及び使用者団体に加入することができること
- ④ 本条約に規定する保障を軍隊及び警察に適用する範囲を国内法令で定めること

などを規定（参考6）。

## ILO第87号条約批准に伴う国家公務員法、公共企業体等労働関係法等の改正（昭和40年改正）

### ○ 国家公務員法の改正

- ・ 使用者側の責任を明確にし、体制を整備するため、内閣総理大臣を中央人事行政機関として規定（総理府人事局設置）（第18条の2）
- ・ 「職員団体」の定義の明確化（第108条の2）
- ・ 管理若しくは監督の地位にある職員又は機密の事務を取り扱う職員はその他の職員と同一の職員団体を組織することができないものとした（第108条の2③）
- ・ 消防庁の職員の団結権を認めた（第108条の2⑤）
- ・ 登録制度の大綱を法律で規定（第108条の3）
- ・ 職員団体の登録要件として、免職後一年以内の者、裁判又は不服申立係争中の者及び当該団体の役員も構成員に含めうることにした（第108条の3④）
- ・ 職員以外の者も役員に就任できることにした（第108条の3③⑤）
- ・ 交渉手続の明確化（第108条の5）
- ・ 登録団体の適法な交渉申入れには、当局はこれに応ずべき地位に立つものであることを明らかにした（第108条の5①）
- ・ 管理運営事項は交渉対象とならないことを明文化（第108条の5③）
- ・ 在籍専従制度の創設（第108条の6）

### ○ 公共企業体等労働関係法の改正

- ・ 管理又は監督の地位にある者及び機密の事務を取り扱う者の労働組合の結成・加入の禁止の規定を削除（第4条①）
- ・ 使用者の利益代表者の範囲は、公労委が認定して告示（第4条②）
- ・ 職員でなければ組合員又は組合役員になることができない旨の規定の削除（第4条③）
- ・ 在職専従制度の創設（第7条）
- ・ 争議行為の共謀、教唆、煽動を禁止されている者の範囲に、職員のほかに労働組合の組合員及び役員を追加（第17条）

## (2) 第98号条約（団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約）の概要

本条約は、労使間の相互不干渉原則を通して、使用者と労働者の間で労働組合権を保護することを目的として、

- ① 労働者は、雇用に関する反組合的な差別待遇に対して十分な保護を受けること
- ② 労働者団体を使用者又は使用者団体の支配下に置くために、労働者団体に対して経理上、その他の援助を行うという行為が干渉行為になること
- ③ 労使間の自主的な交渉制度の十分な発展と利用を奨励し、促進するために国内の事情に適した措置がとられなければならないこと
- ④ この条約に規定する保障を軍隊及び警察に適用する範囲は、国内の法令で定めること
- ⑤ この条約は、公務員の地位を取り扱うものではなく、また、その権利及び分限に影響を及ぼすものと解してはならないこと

などを規定（参考7）。

## 3 ILO結社の自由委員会における公務員制度改革案件の経緯

○平成14年2月、3月 連合、全労連がILO（結社の自由委員会）に提訴

○平成14年11月 ILO理事会にて結社の自由委員会報告書を採択

- ・ 公務員の労働基本権に対する現行の制約を維持するとの考えを再考すべき。
- ・ 法令を改正し、結社の自由の原則と調和させる見地から、全ての関係者と率直かつ有意義な協議を速やかに行うこと。
- ・ これらの協議は、日本の法令及び／又は慣行が第87号条約及び第98号条約の規定に反している、国の行政に直接従事しない公務員への団体交渉権及びストライキ権の付与など6事項の論点について特に扱うべきである。

○平成15年6月 ILO理事会にて結社の自由委員会報告書を採択

- ・ 公務員の労働基本権の現行の制約を維持するとの考えを再考すべき。
- ・ 結社の自由の原則に調和する法律改正について、速やかに合意するよう努

力すること。

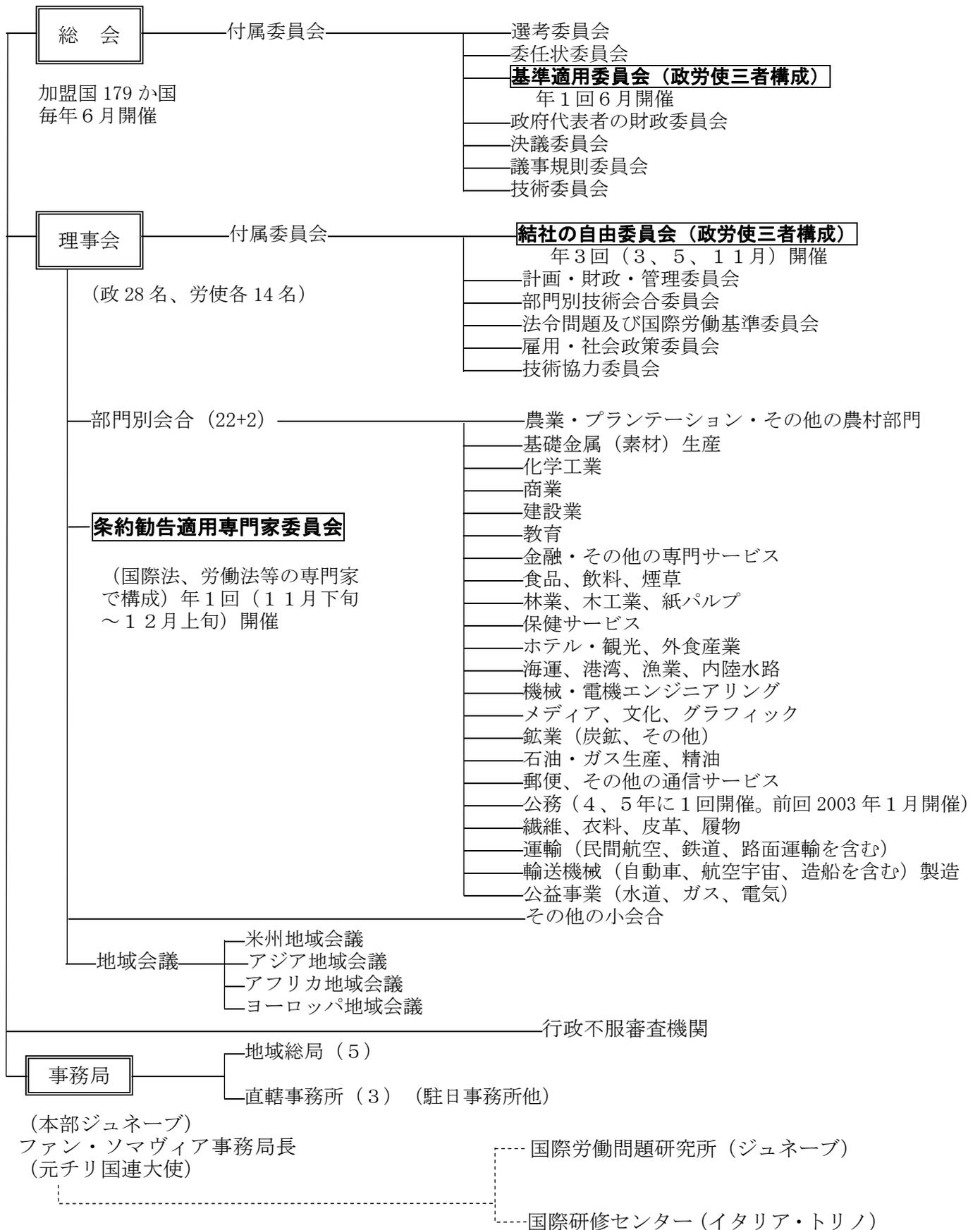
- ・ 協議は、公務員への団体交渉権及び団体協約締結権の保障、ストライキ権の付与など5事項の論点について特に扱うべきである。

#### ○平成18年3月 ILO理事会にて結社の自由委員会報告書を採択

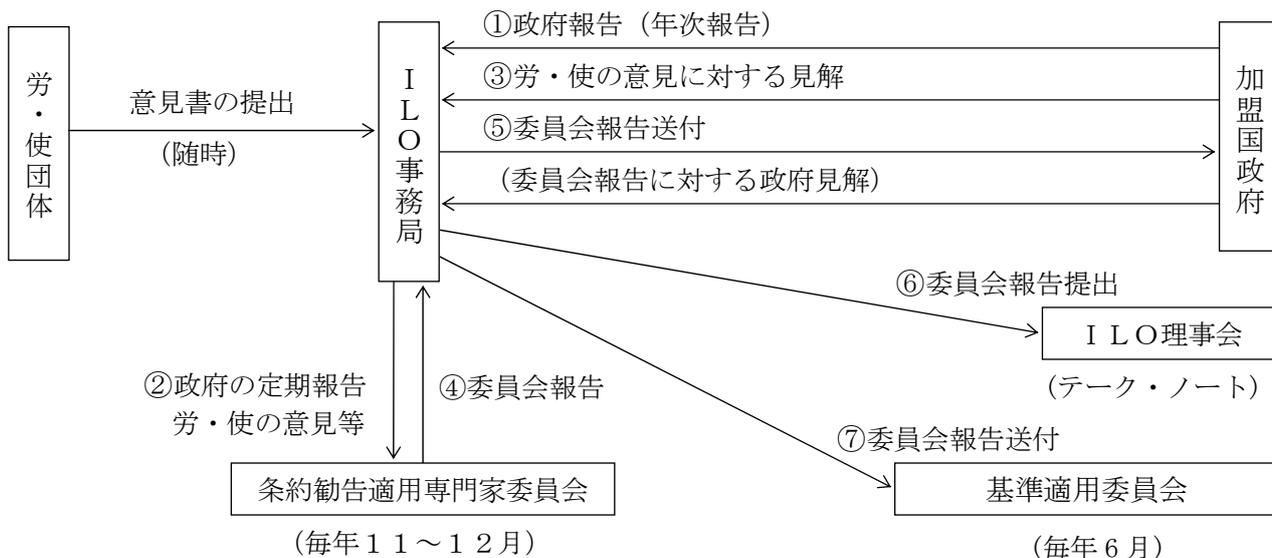
- ・ 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）や政労協議（平成18年1月16日開催）等を通じた公務員制度改革に関する事態の進展を歓迎する。
- ・ 関係者による対話が構築されたことに興味を持って留意しつつ、関係者に、公務員制度改革及び結社の自由の原則に調和する法律改正について、速やかに合意に達することを目的として現在継続中の努力を続けるよう強く促す。
- ・ 協議は、公務員への労働基本権の付与など5事項の論点について特に扱うべきである。

※ 報告の勧告部分（全文）は、**（参考8）**参照。

I L O の 組 織



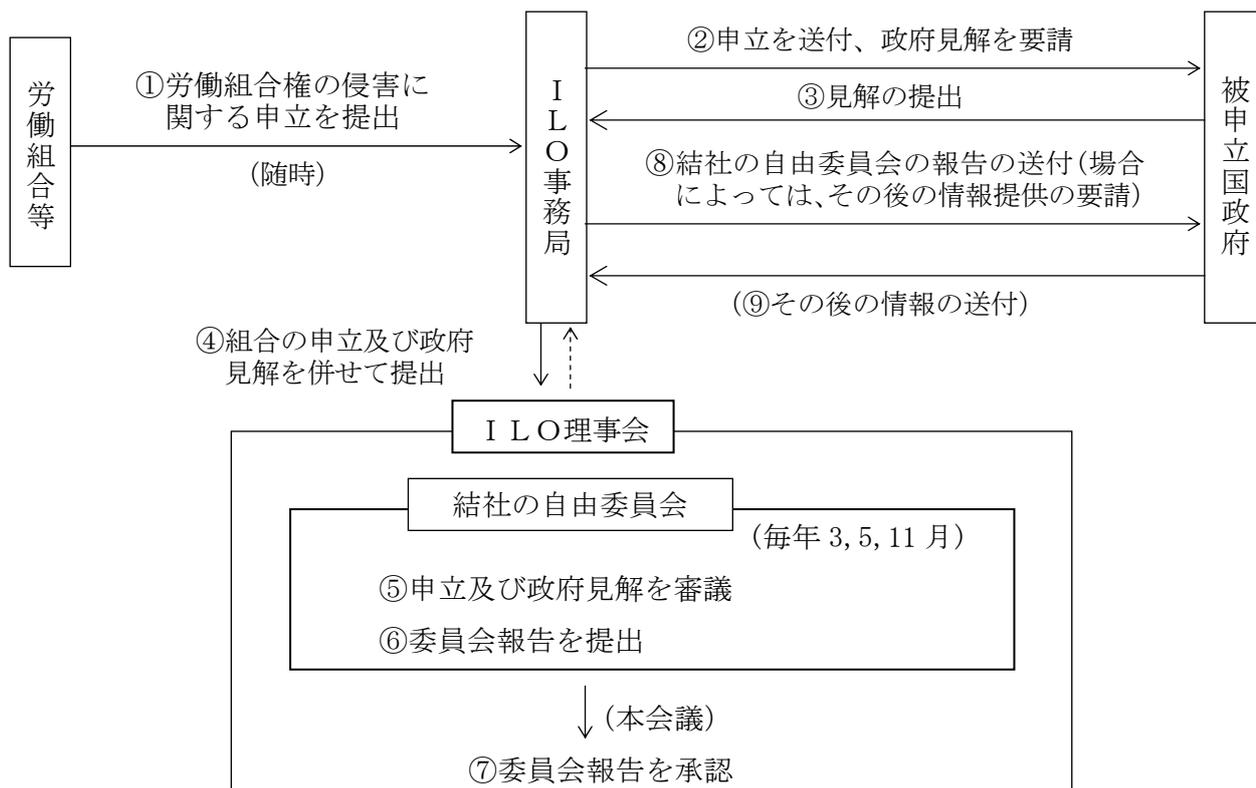
### 条約勧告適用専門家委員会及び基準適用委員会に係る審査手続



(条約勧告適用専門家委員会のコメント形式)

○個別的なコメント：「意見」(Observation)；委員会報告として公表。場合によっては政府見解を要請「直接請求」(Direct Request)；事実関係の確認等を直接政府に請求。次回の政府報告の際に回答。(委員会報告書には掲載されない。)

### 結社の自由委員会への申立に係る審議手続



## 条約勧告適用専門家委員会委員

- 1 Mr. Mario Ackerman (アルゼンチン、労働法・社会保障学部長)
- 2 Mr. Anwar Ahmad Rashed AL-FUZAIE (クウェート、法学博士、クウェート大学法律学教授)
- 3 Mr. Denys Barrow S.C. (ベリーズ、東カリブ海域最高裁判所判事)
- 4 Ms. Janice R. Bellace (アメリカ、法律学・経営学教授、ペンシルバニア大学 Wharton 校副学長)
- 5 Mr. Michael Halton Cheadle (南アフリカ、ケープタウン大学法学部教授 (労働法))
- 6 Ms. Laura Cox (イギリス、高等裁判所判事)
- 7 Ms. Blanca Ruth Esponda Espinosa (メキシコ、法学博士、元メキシコ上院議員)
- 8 Mr. Abdul G. Koroma (シエラレオネ、国際司法裁判所判事)
- 9 Ms. Robyn A. Layton (オーストラリア、最高裁判所判事)
- 10 Mr. Pierre Lyon-Caen (フランス、ジャーナリスト調停委員会議長)
- 11 Mr. Sergey Petrovitch Mavrin (ロシア、ロシア憲法裁判所判事、法学博士)
- 12 Mr. Cassio Mesquita Barros (ブラジル、弁護士)
- 13 Ms. Angelika Nussberger M.A. (ドイツ、法学博士、ケルン大学法学部教授)
- 14 Ms. Ruma Pal (インド、最高裁判所判事)
- 15 Mr. Miguel Rodriguez Pinero Y Bravo Ferrer (スペイン、法学博士)
- 16 Mr. Amadou Sè (セネガル、名誉国会議員)
- 17 Mr. Budislav Vukas (クロアチア、ザグレブ大学国際公法教授)
- 18 横田 洋三 (日本、中央大学法科大学院教授)

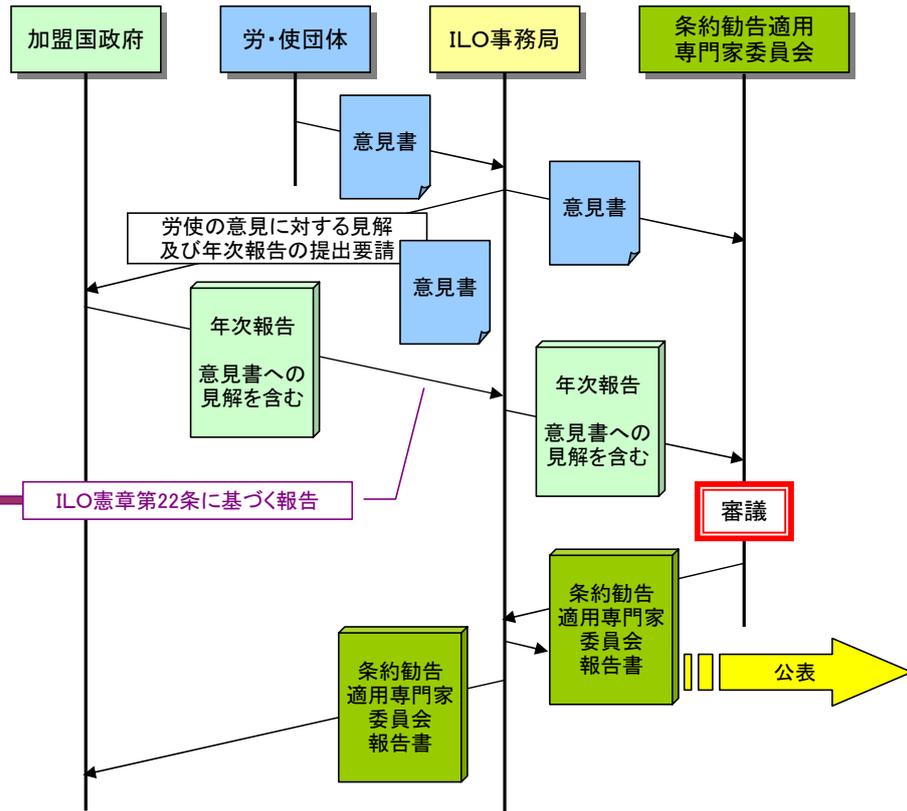
## 結社の自由委員会委員

(注) 任期は、2005年6月から3年間

議長	ファン・デル・ハイデン (オランダ、アムステルダム大教授)	
	委員	副委員
政府側	チリ フランス セネガル	フィンランド 日本 ベネズエラ
使用者側	Mr. B. Boisson (フランス) Mr. J. de Regil (副議長、メキシコ) Mr. V. Van Vuuren (南アフリカ)	Mr. P. Anderson (オーストラリア) Mr. G. Ricci Muadi (グアテマラ) 鈴木 俊男 (日本)
労働側	Mr. U. Edström (スウェーデン) Ms. U. Engelen-Kefer (副議長、ドイツ) Mr. J. Zellhoefer (アメリカ)	Mr. K. Ahmed (パキスタン) Mr. G. Martinez (アルゼンチン) Mr. A. Oshiomhole (ナイジェリア)

# 批准条約に関する報告の流れ

(参考4)



ILO憲章第22条に基づく報告

ILO理事会

批准条約	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
C. 8					●		
C. 9					●		
C. 16					●		
C. 19			●				
C. 22					●		
C. 27			●				
C. 29		●		●		●	
C. 45	●					●	
C. 69					●		
C. 73					●		
C. 81		●		●		●	
C. 87	●		●		●		●
C. 88	●					●	
C. 98	●		●		●		●
C. 100			●		●		●
C. 102			●				
C. 115	●					●	
C. 119	●					●	
C. 120	●					●	
C. 121			●				
C. 122	●		●		●		●
C. 131		●					●
C. 134					●		
C. 138		●		●		●	
C. 139	●					●	
C. 142				●			
C. 144	●		●		●		●
C. 147					●		
C. 156		●					●
C. 159	●					●	
C. 162	●					●	
C. 181	●					●	
C. 182		●		●		●	
報告件数	13	6	9	5	13	13	7

条約勧告適用専門家委員会報告書

(テーク・ノート)

基準適用委員会 ILO総会

条約勧告適用専門家委員会報告書

審議

基準適用委員会報告書

ILO憲章上又は既批准条約上の義務履行について問題ありとされた点について

- ①Case of progress (政府の改善に満足)
- ②Special Cases (委員会の検討に要注目)
- ③Continued failure to implement (政府対応に重大な懸念)

の三形式によって掲載

## 主なILO条約の各国の批准状況 (2006年11月現在)

ILOの優先条約	日	米	英	仏	独	露	伊	加	印	ブラジル	豪	スウェーデン	中	韓	批准国数
○ 強制労働条約(第29号)	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○			170
○ 工業及び商業における労働監督に関する条約(第81号)	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○		○	135
○ 結社の自由及び団結権の保護に関する条約(第87号)	○		○	○	○	○	○	○			○	○			147
○ 団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約(第98号)	○		○	○	○	○	○			○	○	○			156
○ 同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約(第100号)	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	163
○ 強制労働の廃止に関する条約(第105号)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			166
○ 雇用及び職業についての差別待遇に関する条約(第111号)			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	165
○ 雇用政策に関する条約(第122号)	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	96
○ 農業における労働監督に関する条約(第129号)				○	○	○	○					○			43
○ 就業を認められるための最低年齢に関する条約(第138号)	○		○	○	○	○	○			○		○	○	○	147
○ 国際労働基準の実施を促進するための三者協議に関する条約(第144号)	○	○	○	○	○		○			○	○	○	○	○	119
○ 公務における団結権の保護及び雇用条件の決定のための手続に関する条約(第151号)			○				○					○			44
○ 最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための行動に関する条約(第182号)	○	○	○	○	○	○	○	○		○			○	○	162
	47	14	85	123	81	61	111	30	40	92	54	91	24	20	
	批准条約数														

※ データ出所: ILOLEXホームページ

## ○ 結社の自由及び団結権の保護に関する条約（第87号）

（昭和40年6月14日 批准登録）

国際労働機関の総会は、  
理事会によりサン・フランシスコに招集されて、1948年6月17日にその第31回会期として会合し、  
この会期の議事日程の第7議題である結社の自由及び団結権の保護に関する提案を条約の形式により採択することを決定し、  
国際労働機関憲章の前文が、「結社の自由の原則の承認」は労働条件を改善し、かつ、平和を確立する手段であると宣言していることを考慮し、  
フィラデルフィア宣言が、「表現及び結社の自由は不断の進歩のために欠くことができない」ことを再確認していることを考慮し、  
国際労働総会が、その第30回会期において、国際的規制の基礎となる原則を全会一致で採択したことを考慮し、  
国際連合総会が、その第2回会期において、この原則を是認し、かつ、1又は2以上の国際条約を採択することができるようにあらゆる努力を続けることを国際労働機関に要請したことを考慮して、  
次の条約（引用に際しては、1948年の結社の自由及び団結権保護条約と称することができる。）を1948年7月9日に採択する。

### 第1部 結社の自由

#### 第1条

この条約の適用を受ける国際労働機関の各加盟国は、次の諸規定を実施することを約束する。

#### 第2条

労働者及び使用者は、事前の許可を受けることなしに、自ら選択する団体を設立し、及びその団体の規約に従うことのみを条件としてこれに加入する権利をいかなる差別もなしに有する。

#### 第3条

- 1 労働者団体及び使用者団体は、その規約及び規則を作成し、自由にその代表者を選び、その管理及び活動について定め、並びにその計画を策定する権利を有する。
- 2 公の機関は、この権利を制限し又はこの権利の合法的な行使を妨げるようないかなる干渉をも差し控えなければならない。

#### 第4条

労働者団体及び使用者団体は、行政的権限によつて解散させられ又はその活動を停止させられてはならない。

#### 第5条

労働者団体及び使用者団体は、連合及び総連合を設立し並びにこれらに加入する権利を有し、また、これらの団体、連合又は総連合は、国際的な労働者団体及び使用者団体に加入する権利を有する。

#### 第6条

この条約第2条、第3条及び第4条の規定は、労働者団体及び使用者団体の連合及び総連合に適用する。

#### 第7条

労働者団体及び使用者団体並びにそれぞれの連合及び総連合による法人格の取得については、この条約第2条、第3条及び第4条の規定の適用を制限するような性質の条件を付してはならない。

## 第8条

- 1 この条約に規定する権利を行使するに当たっては、労働者及び使用者並びにそれぞれの団体は、他の個人又は組織化された集団と同様に国内法令を尊重しなければならない。
- 2 国内法令は、この条約に規定する保障を阻害するようなものであつてはならず、また、これを阻害するように適用してはならない。

## 第9条

- 1 この条約に規定する保障を軍隊及び警察に適用する範囲は、国内法令で定める。
- 2 国際労働機関憲章第19条8に掲げる原則に従い、加盟国によるこの条約の批准は、この条約の保障する権利を軍隊又は警察の構成員に与えている既存の法律、裁定、慣行又は協約に影響を及ぼすものとみなされない。

## 第10条

この条約において「団体」とは、労働者又は使用者の利益を増進し、かつ、擁護することを目的とする労働者団体又は使用者団体をいう。

## 第2部 団結権の保護

### 第11条

この条約の適用を受ける国際労働機関の各加盟国は、労働者及び使用者が団結権を自由に行使することができることを確保するために、必要にしてかつ適当なすべての措置をとることを約束する。

### 第3部 雑則

第12条～第13条 (略)

### 第4部 最終規定

第14条～第21条 (略)

○ 団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約（第98号）

（昭和28年10月20日 批准登録）

国際労働機関の総会は、  
理事会によりジュネーブに招集されて、1949年6月8日にその第32回会期として会合し、  
この会期の議事日程の第4議題である団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する諸提案の採択を決定し、  
それらの提案が国際条約の形式をとるべきであることを決定したので、  
1949年の団結権及び団体交渉権条約と称する次の条約を1949年7月1日に採択する。

第1条

- 1 労働者は、雇用に関する反組合的な差別待遇に対して十分な保護を受ける。
- 2 前記の保護は、特に次のことを目的とする行為について適用する。
  - (a) 労働組合に加入せず、又は労働組合から脱退することを労働者の雇用条件とすること。
  - (b) 組合員であるという理由又は労働時間外に若しくは使用者の同意を得て労働時間内に組合活動に参加したという理由で労働者を解雇し、その他その者に対し不利益な取扱をすること。

第2条

- 1 労働者団体及び使用者団体は、その設立、任務遂行又は管理に関して相互が直接に又は代理人若しくは構成員を通じて行う干渉に対して十分な保護を受ける。
- 2 特に、労働者団体を使用者又は使用者団体の支配の下に置くため、使用者若しくは使用者団体に支配される労働者団体の設立を促進し、又は労働者団体に経理上の援助その他の援助を与える行為は、本条の意味における干渉となるものとする。

第3条

前各条に定める団結権の尊重を確保するため、必要がある場合には、国内事情に適する機関を設けなければならない。

第4条

労働協約により雇用条件を規制する目的をもって行う使用者又は使用者団体と労働者団体との間の自主的交渉のための手続の十分な発達及び利用を奨励し、且つ、促進するため、必要がある場合には、国内事情に適する措置を執らなければならない。

第5条

- 1 この条約に規定する保障を軍隊及び警察に適用する範囲は、国内の法令で定める。
- 2 国際労働機関憲章第19条8に掲げる原則に従い、加盟国によるこの条約の批准は、この条約の保障する権利を軍隊又は警察の構成員に与えている既存の法律、裁定、慣行又は協約に影響を及ぼすものとみなされない。

第6条

この条約は、公務員の地位を取り扱うものではなく、また、その権利又は分限に影響を及ぼすものと解してはならない。

第7条～第16条（最終条項） （略）

平成14年11月結社の自由委員会中間報告(第2177号、第2183号案件)  
(勧告部分: 仮訳)

652 上記の中間的な結論に照らして、委員会は、次の勧告を承認するよう理事会に要請する。

- (a) 政府は、その表明した公務員の労働基本権に対する現行の制約を維持するとの考えを再考すべきである。
- (b) 委員会は、公務員制度改革の理念及び内容について、この課題についてのより広範な合意を得るため、また、法令を改正し、結社の自由の原則と調和させる見地から、全ての関係者と十分、率直かつ有意義な協議が速やかに行われるよう強く勧告する。  
これらの協議は、日本の法令及び／又は慣行が第87号条約及び第98号条約の規定に反している次の論点について特に扱うべきである。
  - (i) 消防職員及び監獄において勤務する職員への、自ら選択する団体を設立する権利の付与
  - (ii) 公務員が事前の許可に等しい措置を条件とすることなく自ら選択する団体を設立することができるようにするための地方レベルの登録制度の改正
  - (iii) 職員団体がその役員任期を自ら決定することの容認
  - (iv) 国の行政に直接従事しない公務員への、結社の自由の原則に沿った団体交渉権及びストライキ権の付与
  - (v) 団体交渉権及び／又はストライキ権が結社の自由の原則の下においても正当に制限又は禁止され得る労働者に関して、自らの利益を擁護するための不可欠な手段を持たないこれらの労働者に十分な代償を行うための国及び地方レベルにおける適切な手続及び機関の確立
  - (vi) ストライキを行う権利を正当に行使する公務員が重い民事上又は刑事上の制裁に服さないための法令の改正
- (c) 委員会は、政府及び連合に対し、独立行政法人に移行した1万8千人の公務員は事前の許可を受けることなしに自ら選択する団体を設立し、又は参加することが出来るか否かについて、委員会に情報を提供することを求める。
- (d) 委員会は、政府に対し、大宇陀町(奈良県)の事案に関する裁判所の判決を委員会に情報提供することを求める。
- (e) 委員会は、また、政府に対し、公務における交渉協議の範囲に関し職員団体と有意義な対話を行うよう求める。
- (f) 委員会は、政府及び申立人に対し、不当労働行為の救済の手続きに関し、現在の法律及び慣行についての追加情報を提供するよう求める。
- (g) 委員会は、政府に対し、上記の全ての点の進展について情報提供し続けること、及び法律案の写しを提供することを求める。
- (h) 委員会は、政府に対し、望むのであれば、事務局による技術支援を利用することができることにつき、注意を喚起する。
- (i) 委員会は、この事案の法的側面について条約勧告適用専門家委員会の注意を喚起する。

平成 15 年 6 月結社の自由委員会中間報告  
(第 2 1 7 7 号、第 2 1 8 3 号案件) (勧告部分)

558 上記の中間的な結論に照らして、委員会は、次の勧告を承認するよう理事会に要請する。

- (a) 委員会は、再度、政府に対し、その表明した公務員の労働基本権に対する現行の制約を維持するとの考えを再考するよう強く求める。
- (b) 委員会は、再度、関係者に、公務員制度改革及び日本が批准した第 8 7 号条約及び第 9 8 号条約に具体化された結社の自由の原則に調和する法律改正について速やかに合意に達することを目的として努力するよう強く求めるとともに、この点に関して情報提供し続けるよう強く求める。  
協議は特に次の論点を扱うべきである。
  - (i) 消防職員及び監獄において勤務する職員への団結権の付与
  - (ii) 地方レベルの公務員が登録制度の運用の結果として過度に細分化されることなく、自ら選択する団体を設立しうることの保障
  - (iii) 職員団体がその役員の任期を自ら決定することの容認
  - (iv) 結社の自由の原則に十分に沿うよう、公務員への団体交渉権及び団体協約締結権の保障、並びにこれらの権利が正当に制限され得る公務員への適切な代償の手続きの保障
  - (v) 結社の自由の原則に沿うよう、公務員へのストライキ権の付与、及びストライキ権を正当に行使する職員団体の構成員と役員が重い民事上又は刑事上の制裁に服さないことの保障
- (c) 委員会は、政府に対し、公務における交渉協議の範囲に関する職員団体との有意義な対話を行うよう求める。
- (d) 委員会は、政府に対し、過去にストライキ行為に訴えた公務員が例えば罰金など拘禁以外の制裁に服したことがあるか示すよう求める。
- (e) 委員会は、政府に対し、公務部門の労働関係に関する制度を改める法律の条文を提供するよう求める。
- (f) 委員会は、政府に対し、判決が出されれば、大宇陀町の事案に関するその終局的な判決を委員会へ情報提供することを求める。
- (g) 委員会は、政府に対し、有明町の事案における不当労働行為についての異なる取扱いに関する申立てについて、コメントを提供するよう求める。
- (h) 委員会は、政府と申立人に対し、独立行政法人及びその労働組合へ移行した労働者の団体交渉権に関わる再編の影響に関して情報を提供するよう求める。
- (i) 委員会は、政府に対し、上記のすべての点の進展について情報提供し続けることを求める。
- (j) 委員会は、政府に対し、望むのであれば、事務局による技術支援を利用できることを想起させる。

平成18年3月結社の自由委員会中間報告  
(第2177号及び第2183号案件) (結論部分：仮訳)

D 委員会の結論 (抄)

993. 委員会はさらに、2006年1月16日に行われたハイレベル協議に、興味を持って留意する。申立人によれば、この協議において、政府が、公務員の労働基本権の制約を維持することとしていた2001年の公務員制度改革大綱を見直し、公務員に対してこれらの権利を付与する可能性を検討することが確認された。政府及び申立人双方から提供された情報によれば、両者は、社会経済情勢の変化に合わせて、公務における労使関係を変える必要があることを認識した。委員会はまた、政府と連合が、公務員制度改革について対話と調整を続けること、公務員の労働基本権付与の可能性も含め、幅広い観点からの検討が必要であること、当面の課題となっている総人件費改革を進めるに当たっては、政府と連合は、雇用の確保が重要であるとの認識に立って、配置転換等の進め方の協議を行っていくこと、さらなる意見交換を2006年3月に実施することについて合意したことに留意する。連合によれば、労働組合側が「検討の場」を設けることを提案し、この点についてのさらなる協議が行われることになっている。連合によれば、この新たな方針は、2001年に決定された公務員制度改革大綱からの重要な発展であることを示していることに留意して、委員会はこれらの進展を歓迎するとともに、関係者が、早期に、その好ましい方向にさらなる一歩を踏み出すことを強く促す。

994. しかしながら、委員会は、いくつかの重要な政策的問題、特に公務員の労働基本権についての基本的な問題が未決定であることに留意する。委員会は、現在行われている話合いが、公務員がこれらの基本的権利を自由に行使できることを確保するために講じられる明確な一歩に帰結することを信じている。加えて、消防職員及び監獄職員については政府からの指摘に留意する一方、委員会は、これらの労働者が依然として団結権が与えられていないことを認識する。公務員制度改革についての議論が今まに行われていることに留意しつつ、委員会は、政府がこの機会に、消防職員及び監獄職員が団結権を享受することを確保するよう勧告する。委員会は、消防職員に係る制度の改善に興味を持って歓迎する。委員会は、関係者に対し、そのような議論の結果について情報提供することを求める。

平成18年3月結社の自由委員会中間報告  
(第2177号及び第2183号案件) (勧告部分：仮訳)

委員会の勧告

999. 上記の中間的な結論に照らして、委員会は、次の勧告を承認するよう理事会に要請する。

- (a) 委員会は、関係者による対話が構築されたことに興味を持って留意しつつ、関係者に、公務員制度改革及び日本が批准した第87号条約及び第98号条約に具体化された結社の自由の原則に調和する法律改正について、速やかに合意に達することを目的として現在継続中の努力を続けるよう強く促す。協議は特に次の論点を扱うべきである。
  - (i) 公務員への労働基本権の付与
  - (ii) 消防職員及び監獄職員への団結権の付与
  - (iii) 国の行政に従事していない公務員への団体交渉権及び団体協約締結権の保障、並びにこれらの権利が正当に制限され得る公務員への適切な代償の保障
  - (iv) 結社の自由の原則に沿うよう、国家の名のもとに権限を行使しない公務員へのストライキ権の保障、及びストライキ権を正当に行使する職員団体の構成員と役員が重い民事上又は刑事上の制裁に服さないことの保障
  - (v) 公務における交渉事項の範囲
- (b) 委員会は、政府に対し、行政改革推進法案が作成されたならば、それを提供することを求める。
- (c) 委員会は、政府に対し、大宇陀町の事案に関する終局的な判決が出されたならば、それを提供することを求める。
- (d) 委員会は、政府と申立人に対し、独立行政法人へ移行した労働者の団体交渉権に関わる再編の影響について、情報提供を続けることを求める。
- (e) 委員会は、政府に対し、上記のすべての点の進展について情報提供し続けることを求める。
- (f) 委員会は、政府に対し、望むのであれば、事務局による技術支援を利用できることを想起させる。

## 公務員に関するILO結社の自由委員会への主な提訴案件

### ○ 第60号案件（第12次報告）

1952年、世界労連、1953年、総評が申し立てた案件であり、国家公務員及び地方公務員は団結権、団体交渉権、団体協約締結権及び争議権を奪われていることなどについて提訴。

第12次報告において、公務員に対する団結権侵害の事実はないとし、また、公務員の労働協約締結権、ストライキ権の否定が是認された。

#### （協約締結権）

「条約第98号の批准に伴う政府の義務に関しては、委員会は、第一には交渉の手續、第二には法定の勤務条件の利益を受ける者以外の政府被用者についての労働協約の締結をその法律中に定めたことにより、政府は右条約第4条の規定に適合する措置をとったものと思われる。」（第12次報告43パラ）

#### （争議権）

「法定の勤務条件を享受する公務員は、大多数の国々においては、その雇用を律する法令によって通常ストライキ権を否認されており、この点についてはこれ以上考察を加える理由は存しないと考える」（第12次報告52パラ）

「本委員会は、結社の自由及び団結権の保護に関する条約（第87号）又は団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約（第98号）が特別には取り扱っていない権利であるストライキ権一般が如何なる限度まで労働組合権を構成すべきであるかの点について見解を表明することは要請されていないと考える」（第12次報告53パラ）

## ○ 第179号案件（第54次報告、ドライバー報告等）

1958年、機労（動労の前身）及び総評が被解雇者を役員としていることを理由とする団交拒否、争議行為の禁止及びその代償措置が完全履行されていないこと等について提訴。

第54次、第58号、第64次等10数回の報告の後、結社の自由に関する実情調査調停委員会であるドライバー委員会の報告が1965年に出された。その勧告は、多岐にわたるが、団結権とストライキ権については次のとおり。

「日本に関する第60号事件において、警察、消防、海上保安庁及び監獄の職員に団結権が与えられていないという申し立てを検討した。1948年の結社の自由及び団結権の保護に関する条約（第87号）第9条の規定によれば、この条約に規定する保障一従って、結社の自由の保障を含む一を軍隊及び警察に適用する範囲は、国内法令で定めることとされている。第60号事件においては、前記の職務を、「警察及び警察と同視すべき若干の職務」と見て、本委員会は、これらの職務に関する申し立てについては、それ以上審議する必要はないとの結論を下した。本事件において、申し立ては、第60号事件について既に検討した申し立てと全く同一であるので、本委員会は、事件のこの点についてはこれ以上審議する必要がないと決定するよう理事会に勧告する。」（54次報告94パラ）

「本委員会は、官公庁におけるストライキ権の範囲を定義したILO総会の決定がないことに留意して、理事会の結社の自由委員会が確定した次の諸原則を支持する。

- (a) 全ての公有企業が、ストライキ権の制限について、その業務の中断が重大な公共の困難を惹起することが故に真に不可欠な事業と、この基準によれば不可欠ではない事業とを関係法で区別することなく、同じ基盤で扱われることは適当ではないこと。
- (b) 不可欠な業務又は職業の労働者のストライキが制限され、又は禁止されるところでは、かかる制限又は禁止には、職業上の利益を擁護する不可欠の手段をこのようにして奪われた労働者の利益を、十分に保護する適当な保障をとらなければならないこと。
- (c) この目的のために、不偏不党の機関を設立すべきであり、そこでの決

定はひとたび為された後は、完全かつ迅速に実施されるべきであること。」(ドライバー報告2248パラ20)

**○ 第725号、第737号～第745号、753号、755号案件(第139次報告、第142次報告)**

1972年から翌年にかけて、総評、全通、自治労、日教組等が、ストライキの禁止、ストライキに対する処分、団体交渉の拒否等について提訴。第139次、第142次報告という形で総括された。

勧告の主な内容は次のとおり。

- ① 問題は、公務員制度審議会の答申にのっとり、国内解決を図ること。
- ② 政治スト、スケジュールストは、結社の自由の原則を逸脱するものであること。
- ③ 国営企業の職員の争議権に関する状況を再検討すること。

**○ 第792号案件(第187次報告、第244次報告、第248次報告)**

1974年、日教組、総評、国際自由教職員組合連盟及び世界教職員団体総連合が、日教組が春闘の統一行動の一貫として行ったストライキに対する警察の探索、逮捕等は労働組合権の侵害である等として提訴。第187次、第244次報告、第248次報告として結社委の見解がまとめられた。

「本委員会は、従前の多くの機会において、公務員については、結社の自由の原則を認めることが、必ずしもストライキ権を認めることを意味するものではないことを想起してきた。しかしながら、本委員会は、重要産業又は公務におけるストライキが禁止され又は制限される場合には、いつでも、職業上の利益を守る一つの重要な手段をこのようにして許されていない労働者の利益を十分に保護するための適当な保障を確保することが重要であることを強調してきた。本委員会は、また、そのような制限は、当事者が各段階で参加することができ、かつ、裁定がすべての場合において両当事者を拘束する一裁定が下された場合には、完全かつ迅速に実施され

るべきである—適切、迅速かつ公平な調停及び仲裁の手続を伴うべきである—ということを描いてきた。」(第187次報告135パラ)

「本委員会はこの種の労働者については、スト行為が法律によって禁止されていることにかんがみ、行政上の懲戒処分を課したり、本件の場合のように、地方公務員に対してストライキをあおりそそのかす者を普通の法律に基づいて逮捕し、起訴することがあっても、それは結社の自由の原則の侵害とはならないという見解を有している」(第187次報告138パラ)

### ○ 第1151号案件(第218次報告、226次報告)

1982年、全郵政、鉄労、電電労組等が、昭和57年の公共企業体等との仲裁裁定の取扱いに関して、仲裁裁定をしなかったことが労働組合権の侵害であるとして提訴。第218次報告として結社委の見解がまとめられた。(一部は226次報告)

報告の主な内容は次のとおり。

- ① 不可欠業務・公務におけるストライキの禁止には、調停・仲裁によって代償されるべきであり、裁定は完全かつ迅速に実施されるべきである
- ② 立法機関に対する予算上の権限の留保が裁定の効果を妨げてはならない。

### ○ 第1165号案件(第222次報告)

1982年、人事院勧告の実施見送り等の閣議決定を受けて、同盟、全官公、国際自由労連等が人事院勧告制度は労働基本権制約の代償措置であるとして、人事院勧告の完全かつ迅速な実施等を求めて提訴。

第222次報告として結社委の見解がまとめられた。報告の主な内容は次のとおり。

- ① 不可欠な業務又は公務において団体交渉権又はストライキ権のような基本的権利が禁止され又は制限の対象となる場合には、迅速かつ公平な調停及び仲裁の手続のような適切な保障が確立されるべきであり、その手続においては、当事者があらゆる段階に参画することができ、

かつ、裁定がいったん下されたときには完全かつ迅速に実施されるべきであるとの原則を想起。

- ② 政府が人事院勧告を尊重するとの基本方針を堅持し、かつ、将来においては人事院勧告を尊重するよう最善を尽くす意向であるとの政府の保証に留意。

### ○ 第1263号案件（第236次報告）

1984年、人事院勧告の不完全実施を受けて、総評、公務員共闘、国際公務員労組連盟及び国際自由労組連盟が、人事院勧告の完全実施、公務員職員団体の雇用条件決定の参加システムの確立等を求めて提訴。第236次報告として結社委の見解がまとめられた。

報告では、代償措置について、第1165号案件の①と同内容の見解が示されるとともに、日本の公務における現在の雇用条件の決定の制度が関係当事者の信頼を確保しているかどうかについての疑問を表明しなければならない等とされた。

### ○ 第1897号案件（第308次報告）

1996年、全医労が団体交渉が拒否されている、ストライキに対し大量処分が行われた等として、提訴。第308次報告として結社委の見解がまとめられた。

「交渉事項の範囲を制限するためにとられる当局の一方向的な措置は、しばしば第98号条約に反する場合があると考え」（473パラ）

「当委員会は、将来の人事院の諸勧告が完全かつ迅速に実施され、団体交渉に関する労働組合権及びストライキ権に対して課せられた制限の代償措置を関係公務員に確保するよう、強く希望する」（480パラ）

**○ 第2114号案件（第328次報告）**

2000年、岡山県高教組が1997年度～1999年度における人事委員会勧告の実施時期が延伸された等として、提訴。第328次報告として結社委の見解がまとめられた。

「委員会は政府に対し、人事委員会が地方公務員の給与、労働時間及びその他の労働条件に関し拘束力のある決定を行うことができる権限を持つために、地方公務員法の関連規定を修正するための適切な措置をとることを要請する。」（416パラ）

## ILO条約に関する主な裁判例

① 87号条約（3条、8条、10条）は争議権を保障したものではない旨  
判示した判例

○ 全商工44年秋闘事件判決（最判平成元年7月14日）

結社の自由及び団結権の保護に関する条約（昭和40年条約第七号、いわゆるILO八七号条約）は公務員の争議権を保障したものではないから、所論憲法九八条二項違反の主張は、前提を欠き、失当である。

※ 地方公務員法違反被告事件判決（最判昭和44年4月2日）、北九州（41年闘争）事件判決（最判平成元年10月19日）、長崎県職組事件判決（最判平成元年9月28日）も同様。

○ 全開発57年人勧凍結等反対闘争事件（最判平成15年12月11日）

所論引用の結社の自由及び団結権の保護に関する条約（昭和40年条約第七号、いわゆるILO87号条約）3条、8条、10条は、公務員の争議権を保障したものとは解されないから、国公法98条2項の規定が上記条約に違反するものとはいえないとした原審の判断は、正当として是認することができる。

※ 全農林57年人勧凍結反対闘争事件（最判平成12年3月17日）は、87号条約3条について同様。

② 98号条約4条は争議権を保障した規定ではない旨判示した判例

○ 全林野青森事件判決（最判昭和62年3月19日）

団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約（昭和二九年条約第二〇号。いわゆるILO第九八号条約）四条は労働者の争議権を保障した規定ではないから、同条が労働者の争議権を保障したものであることを前提とする所論憲法九八条二項違反の主張は失当である。論旨は、採用することができない。

※ 全林野広島事件（最判昭和62年3月20日）、全林野中央事件判決（最判昭和62年3月20日）、全林野旭川事件（最判昭和62年3月27日）も同様。

③ 87号条約3条及び98号条約3条は争議権を保障したものではない旨判示した判例

○ 全気象東北支部46年春闘事件判決（最判平成5年3月2日）

所論引用の経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（昭和五四年条約第六号）八条一項（C）、結社の自由及び団結権の保護に関する条約（昭和四〇年条約第七号。いわゆるILO八七号条約）三条並びに団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約（昭和二九年条約第二〇号。いわゆるILO九八号条約）三条は、いずれも公務員の争議権を保障したものと解されず、国公法九八条二項が右各条約に抵触するものとはいえない。右抵触を前提とする所論憲法九八条二項違反の主張は、失当である。論旨は採用することができない。

#### ④ その他

##### ○ 全農林警職法事件判決（最判昭和48年4月25日）

なお付言するに、労働関係における公務員の地位の特殊性は、国際的にも一般に是認されているところであって、現に、わが国もすでに批准している国際労働機構（ILO）の「団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約」（いわゆるILO九八号条約）六条は、「この条約は、公務員の地位を取り扱うものではなく、また、その権利又は分限に影響を及ぼすものと解してはならない。」と規定して、公務員の地位の特殊性を認めており、またストライキの禁止に関する幾多の案件を審議した、同機構の結社の自由委員会は、国家公務員について「大多数の国において法定の勤務条件を享有する公務員は、その雇用を規制する立法の通常条件として、ストライキ権を禁止されており、この問題についてさらに審査する理由がない。」とし（たとえば、六〇号事件）、わが国を含む多数の国の労働団体から提訴された案件について、この原則を確認しているのである。

(参考)

○ 全医労懲戒処分取消請求事件（東京高判平成12年11月29日）

ILO八七号条約三条は、その一項において、労働者団体に「規約及び規則を作成し、自由にその代表者を選び、その管理及び活動について定め、並びにその計画を策定する権利を有する。」ことを認め、二項において、「公の機関は、この権利を制限し、又はこの権利の合法的な行使を妨げるようないかなる干渉も差し控えなければならない。」と規定しているにすぎないのであって、右規定が国家公務員に対して、刑事上民事上の免責をともなう争議権を保障しているものとは解されない（最高裁平成五年三月二日第三小法廷判決・裁判集民事一六八号二一頁参照）。なお、条約勧告適用専門家委員会が控訴人らの主張のように解釈しているとしても、その解釈が尊重されるべきことはともかくとして、それに拘束される根拠を見出すことはできないし、右解釈自体が法源性を有しないことも明らかである。

○ 全開発57年人勸凍結等反対闘争事件（札幌高判平成15年4月17日）

しかし、ILO87号条約は、もともと結社の自由及び団結権の保障を目的としたものであって、争議権を保障したものではないのである（最高裁昭和44年4月2日大法廷判決・刑集23巻5号305頁，同平成元年9月28日第一小法廷判決・裁判集民事157号653頁参照）から、国公法98条2項が同条約に違反するということとはできない。ILOの諸機関の見解は、ILO条約に関する一つの公式見解として考慮されるべきではあるが、国際司法裁判所の最終判断（ILO憲章37条1項，2項）とは異なり、これがILO条約を解釈する際の法的拘束力ある基準として法源性を有するものとは考えられない。

○ 平成14年改正給与法損害賠償請求事件（東京高判平成17年9月29日）

そもそも、ILO87号条約は、結社の自由及び団結権の保護について定めるが、団体交渉権について何ら規定するものではない。控訴人らは、同条約3条1項の「計画を策定する権利」には、団体交渉権及びストライキ権を含むものである旨主張するが、同条約2条が団体結成の自由に触れるにとどまり、団体交渉について言及していないこと、また、同条約3条1項が、労働者団体及び使用者団体の権能として、規約等の作成、代表者の選任、管理及び活動の取り決め等に並び、計画を策定する権利を有することを定めている規定の体裁からみても、計画を策定する権利が管理活動等組合内の自由に係るものであることは明らかであり、上記の主張は、独自の見解であって、採用することができない。ILO結社の自由委員会が、国家の施政に直接従事しない公務員に団体交渉権を付与すべきであるとの見解を示しているが、上記の趣旨に照らし、採り得ない。

ILO98号条約は、団結権及び団体交渉権についての原則を定める条約であるが、同条約6条が、「この条約は、公務員の地位を取り扱うものではなく、また、その権利又は分限に影響を及ぼすものと解してはならない。」と定めているとおり、同条約は、公務員に関する団体交渉権について規律するものではない。控訴人らは、同条約6条の「公務員」とは、「国家の名において権限を行使する公務員」に限られ、一般の公務員は含まれない旨主張するが、そのように解すべき根拠はなく、その主張は、採用することはできない。ILO条約勧告適用専門家委員会が国家の運営に従事しない公務員の賃金決定に参加する資格が著しく制限されていることに留意し政府に対して団体協約の方法による交渉制度の促進を要請するが、上記の解釈を左右するものではない。